

中世における商業革命と海上保険

カーリン・ネールゼン＝フォン＝シュトリューク

西川洋一訳

この講演で、私は二〇年前に着手した研究に立ち戻ることになります。ドイツの大学教授としてのキャリアのゆえに、私はその間、他の研究テーマに力を注いでおりました。しかしこのたびヴェネツィアのドイツ研究センターの副理事長に就任し、再びヴェネツィアをテーマとする研究を行なうことになったのです。それゆえ、新たに中世地中海の商業世界に立ち戻ることができるのは、大いなる喜びであります。

皆様に現在の研究状況をご紹介するために、私は地中海の商法史及び中世海上保険史に関する新しい文献を探したのですが、大雑把な概括的叙述しか見つけることができませんでした。それゆえ、安心と失望が相半ばするのですが、最新の研究状況として、依然として一五世紀のヴェネツィア海上保険に関する私の著作を引用することができません。「訳注一」

「保険」とは、(きわめて一般的な形で言えば)対価をとってリスクを引き受けることを意味します。今日われわれの生活は、多くの保険契約から成る網に組み込まれているとすら言えるほどですから、このことは皆様にもおわかりでしょう。そして保険制度が、今日のわれわれの国民経済にとってどれほど重要な、いや基本的なファクターであるかということも、明らかです。ですから、将来、二〇世紀は「保険の世紀」と呼ばれることになるように予言^{三〇}も、決定的は^{三一}ずれとは言えないように思えます。

かつて中世においてそうであったように、今日でも、保険は二つの形で行なわれます。一つは相互的な関係にもとづく団体保険(中世におけるその前身はギルドとツェンフトでした)であり、もう一つは保険料支払いにもとづく個別的もしくは私的な保険です。そして個別的な保険の母胎^{三二}とは言えば、それは一四世紀が経過する間に北イタリアの海上商業都市で発達し、そこからスペイン、フランス、イギリス、オランダへとヨーロッパ全体に広がった中世の海上保険だったのです。

保険がほかならぬ海上貿易の領域で、「発明」されたことは、決して偶然とは言えません。海上貿易においてこそ、多額の資本投下と大きなリスクが並存するからです。イタリア及びイギリスの経済史学界の文献の中では、海上保険は一二世紀から一四世紀にかけての「商業革命」(revoluzione commerciale, commercial revolution)の最も本来的な産物とみられています。このとき、不断に新しい取引分野が創出され、それらは短期間に地中海のすべての交易中心へと広がっていったのです。もっとも、「商業革命」の概念は、例えば一九世紀の「産業革命」の概念ほどには人口に膾炙しておらず、また知られてもいないと言わねばなりません^{三四}。いずれにせよ確認しておくべきことは、イタリアの都市国家の力強い興隆とともに、封建貴族と並ぶ新しい指導層が確立したという事実です。それは大商人の層であり、持

ち前の創意工夫の才と剛胆さにより、商業、とりわけ遠隔地商業を、この時代何世紀かの間、最もダイナミックな経済セクターに作り上げたのでした。一〇万人以上の人口を擁していた「ビッグ・フォー」、すなわちジェノヴァ、ヴェネツィア、ミラノ、フィレンツェは、中世の水準からいえば、まさに目も眩むような高みに達したのでした。高度に発展していたフランドルの最大の都市ヘントの人口は、ようやくその半分にすぎませんでした^五。ジェノヴァの輸出額は、イングランドのように商業の盛んな国の四倍にのぼっておりました^六。大陸部と海外領土からの税収を含めたヴェネツィアの予算は、一五世紀初め、一、六一五、〇〇〇ドゥカートに達し、フランス、イングランドを含めたヨーロッパの諸国家の国家予算のトップに位置していました^七。

手工業分野における新しい道具の発明にあたるのが、商業においては、新しい取引形態です。

まずこれらの新しい取引形態の最初のもものは信用取引であり、それらは同時に、リスクの移転ないし分配をも目的としておりました。

基本形態は、海上消費貸借 (Seedarlehen) であり、古代の *foenus nauticum* [訳注二] に対応するものです。資本家 A は、船旅に出る商人 B に対して、相当の高利で消費貸借を行ないますが、B は、その商品が無事に目的地に着いたときだけ弁済すればよいのです。証書には、返済すべき額のみが証されており、その中にすでに利息が含まれていました。これに関しては多くの変種が発展し、その時々貿易事業に適応させられ、例えば手形行為などと組み合わされました。

一三世紀末には、企業契約が前面に現われるようになりますが、それはあるいは教会の利息禁止の結果かもしれません。海上貿易では、単独の貿易事業のために締結される企業契約、とりわけコンメンダ契約が支配的になりました。一人の出資者が金員を企業に拠出し、航海に出る商人もしくは航海主 (*patronus navis*)^八 がその労役を提供します。利益とリスクは、前もって取り決められた比率に従って分配されます。多くの場合、資本家が四分の三、商人もしくは航海主が四分の一でした。

陸上貿易ではとりわけフィレンツェ、ルッカ、シエナのようなトスカーナの商業中心では、広範に広がった *コンパニー* (*compagnie*) が形成されました [訳注三]。それは商業の他^九、きわめて利益率の高い為替手形取引をも行ないました。彼らの有名な顧客の中には、ローマ教皇ほどの人も含まれています。教皇の委託により、彼らはヨーロッパ大の規模で十分の一税を多様な現物及び通貨の形で取り立て、それをイタリアの通貨に両替したのです。彼らは、はるかグリーンランドにまでエージェントを派遣し、アザラシの毛皮や鯨の骨の形で十分の一税を徴収しました。

そもそもトスカーナの都市、とりわけフィレンツェは、銀行取引の分野では指導的な立場にあり、明らかにこの地方で、一四世紀に複式簿記という新しい技術も開発され、新たな規模での投資計画を立てることを可能にしたのです。

資本主義的な発明の才という点では、フィレンツェと並んでとりわけジェノヴァも挙げねばなりません。それゆえここで、一四世紀半ば以降、海上保険契約の最も初期の証拠が見出されるのも驚くべきことではありません」訳注四。もっとも証書伝承が偶然的であるため、発祥地に関して決定的なことを言うことはできないのですが、商業契約を公証人作成させるジェノヴァの慣習が、私的な保険証書を作成していたトスカーナやヴェネツィアの保険市場と比べると、伝承の点で本質的に有利な前提であったことは言うまでもありません。もっとも一般的にヴェネツィアは、新しい取引形態というものに対しては、一定の消極性を示しておりまし。海洋勢力としての優越した地位や、地中海の一連の最も重要な港湾における数多くの根拠地やコロニーのゆえに、ヴェネツィアは、伝統的な海外取引から、変わることなく高い利潤を確保していたからです。

それゆえ、一四世紀末の、伝承するヴェネツィア最古の海上保険訴訟では、もっぱらフィレンツェ商人のみが保険者として確認されるのは、偶然ではないのかもしれませんが。ひよっとすると、海上保険はフィレンツェを経由してヴェネツィアに導入されたのかもしれないのです。

さて、海上保険が海上消費貸借のもろもろの変種の中から徐々に発展したもののなか、それとも新たに創り出されたものなのかという問題は措いておきましょう。この問題は、中世の海上保険にかかわる古今の（大部分はイタリアの）法制史文献で、すでに余りに頻繁に論じられてきたものです^九。

いずれにせよはつきりしているのは、それが法律学的には新しい契約類型を構成しており、経済的にはリスクの分配の、根本的に新しく、より合理的な可能性を開いたということです。

海上保険では、従来の、リスクの移転を伴った信用契約とは異なり、今や第三者、すなわち保険者が、定められた金額までリスクを引き受け、そのかわりに確定的に、すなわち貿易事業の結果とは無関係に、対価、すなわち保険料を受け取ります。航海に伴う高いリスクは計算可能となっており、それにより同時に、さらなる貿易投資のための資本が従来より広く調達できるようになったのです。

法制史の文献の中では、「商業革命」は注目されてこなかったのに対して、経済史の側では実り多い研究がいくつも存在します。これは海上保険についても言えることです。もちろん、リスクと保険料額に関する保険数学的な計算はまだ問題にはなりませんでしたが、経済史学の研究関心は、まず海上保険取引の堅実さの問題に向けられました。それは賭博と同じように危険な一回限りの取引（Gelegenheitsgeschäft）として行なわれたのか、それとも通常の投機行為だったのかという問題です。一四世紀ジェノヴァの海上保険については公証人作成契約がほとんど完全に残っており、定量的な評価が可能なので、実証的な研究が存在します^{一〇}。それによれば一四世紀末のジェノヴァの海上保険はエリート中心ではあるものの、全く通常の投資形式でした。すなわち保険者として確認されるのはもっぱら、しかし反復的に、有力な商人家系であり、すでにこの営利分野への専門化の端緒もみられます。

海上保険に関するヴェネツィアの史料は、一四世紀の最後の二〇年間に散発的に出現しはじめますが、そのほとんどは一五世紀のものです。「訳注五」

ヴェネツィアの国立文書館所蔵の Curia di Petizion の二〇〇冊の判決集の中で私が見出した約二八〇点の海上保険訴訟事件のほとんどは、一四二七年から一四六八年の間のものです。二人の保険契約者ミケーレ・フォスカリ (Michele Foscarini) とアルヴィーゼ・バセツジオ (Alvise Baseggio) の約九〇点の保険証券は、ほとんどが一五世紀の最後の三〇年間のものです。

これによりヴェネツィアは、今日の研究水準によれば、一五世紀に関し最も豊かな史料状況を示していることになりましたが、それでも定量的な研究を可能にするような史料ではありません。とはいえ保険者の署名の九〇パーセントがヴェネツィアの重要な都市貴族家に属する者たちのそれなので、保険者として都市貴族が支配的であったと帰結することは恐らく可能でしょう。個人もしくは個別の家族が、保険という営利分野へ専門化していくという手がかりは、ヴェネツィアの史料からは読み取れません。保険料率は、ほとんど保険証券からしか知ることができませんが、船と航路により相違に差があります。今日まで残っている保険証券から確認されるところでは、保険料率は平均して約四と二分の一パーセントですが、しばしば二から三パーセントの保険料も確認されています。保険者は、保険証券への署名によって、たいていの場合一〇〇ドゥカート以上の支払義務を負いました。一〇〇ドゥカートというのは相当の額ではありませんが、大きな貿易船の積み荷が優に八〇、〇〇〇ドゥカートにのぼり得たことを考えるならば法外な額とは言えません。それでも一五〇ドゥカートで小さな沿岸航行用の船が買えましたし、造船所労働者の賃金の最低額が年に二〇ドゥカートでした。希望する保険額に応じて、保険証券には五、一〇 また三〇 をして一件では三六もの保証の署名をみることができます。全くの余談ですが、有名なロイズの保険引受人 (アンダーライター) たちは今日も同じ仕方で行っており、そして今も海上保険に重点を置いています。

全体として、保険証券と大部分の訴訟は、保険者が支払う保険額も保険料率も度を越えることのない継続的な保険市場という印象を与えます。しかし訴訟事件の中には、中世の保険が思いもかけず賭博に近いものとなり得ることを証明し、実際に保険と賭博とは投機的契約という、問題のある同一カテゴリーに属するといつことを示すものもあります。

たとえば、一四六三年、レオナルド・ロンゴ (Leonardo Longo) は、レヴァントからの船によって、クレタで船の残骸が見られたというニュースがもたらされ、多くの人々が、それをアントーニオ・ドラゴネーゼ (Antonio Dragonese) 船長の船かもしれないと考えた後に、ポーロ・モロシーニ (Polo Morosini) との間で海上保険契約を締結しました。レオナルド・ロンゴはポーロ・モロシーニに三〇パーセントの保険料を提示していましたが、それはポーロ・モロシーニや他の人々には断わり難い魅力的な条件であり、それゆえに彼らは証券に署名していたのです。この契約を、目撃された船の残骸がドラゴネーゼのものだったか

否かをめぐる賭けと見なすことは全く可能であり、その際一方は三〇ドゥカートを、他方は七〇ドゥカートを賭けていることとなります。賭博との違いは、レオナルド・ロンゴがこの船に商品を積んでいて、そのため保険をかける利益があったということだけです。

さて、実際にドラゴネーゼの船が遭難していたことが明らかになると、保険者であるモロシーニは、すでに契約締結時に難破のニュースがヴェネツィアに届いていたという理由で、保険契約を無効とすることを要求しました。実際、今日と同じように、有効な保険契約の前提は、両当事者の観念の中では依然としてリスクが存在していること、すなわち危険が実現するか否かについて不確実性があるということでした。これに応じてしばしば Curia di Petition は、すでに契約締結時に遭難のニュースがヴェネツィアに到達していたときには、保険者とその支払い義務から解放する判決を出しています。

レオナルド・ロンゴは、まずは「これらのケースにおいてそうであるように、信ずる人もあれば信じない人もあるような」噂に過ぎなかった、と具体的に論じました。さらにモロシーニが契約締結前に再度リアルト橋まで行って、皆が何と言っているかを聞いてまわったこと、そして、経験に言及する保険者であるモロシーニは、胡散臭くない保険のために三〇パーセントもの保険料などを払う者は誰もいないことを知っているはずだと主張しました。裁判官たちは、全員一致ではありませんが、モロシーニに三〇ドゥカートの支払いを命じました。

Curia di Petition の判決集中に伝えられている海上保険訴訟をいくつか味見していただいたあとで、皆様にこの史料をもっと詳しく紹介したいと思います。

Curia di Petition は、ヴェネツィアの最も重要な第一審民事法廷でした。それは常にヴェネツィアの都市貴族家系に属する二人の裁判官の合議体から成り、彼らの任期は一六ヶ月間でした。彼らは商人としての専門知識に欠けるところはなかったはずですが、しかし法学の特別な教育、いわんや大学での法学の勉強は不要でした。通常、裁判官たちは、官職的な出世の順番に従い、すでに裁判所代理人 (advocati curiae) として若干の裁判の経験を積んでおりました。すなわち名望家による裁判権ということとなります。これは一五世紀イタリアではすでに特殊な現象ですが、それはヴェネツィア共和国は普通法 (ユース・コムネ) に服さないとするヴェネツィアの国家イデオロギーと関連しているものと思われれます。それが実務上意味するのは、裁判官職が都市貴族の手にしっかり握られており、法律家は、たとえば裁判所書記として、従属的な地位で雇用されていたということです。しかし裁判所書記も大学で法学を修めている必要はなく、単に法に関する知識があれば良かったのです。彼らは、職務上の宣誓によって、何時でも裁判官を法に関する助言で助け、裁判官がヴェネツィアの条例ないしは慣習法 (usus) に反する場合にはそのことを指摘する義務を負いました。そのほか書記は判決を作成する仕事を行ない、また判決集の記録を担当していました。

しばしば何頁にも渡る判決書は、まずラテン語による訴訟当事者の挙示から始まり、ついでヴェネツィア方言で原告の訴状と被告の答弁を記録し、最後に再びラテン語で書かれた

判決で終わります。判決は調査された証拠方法を列挙しますが、(時にそれを示唆するものがあるのを除けば)いかなる理由づけも含んでいません。それでも当事者の弁論中に事実と両者の法的見解とがきわめて明確に現われているので、多くの場合判決理由を推論することが可能です。

これら判決書中に伝えられている海上保険訴訟は、海上保険の実務と、それゆえロー・イン・アクションの比類なき記録であると言っても誇張ではありません。それらは貿易上の不文の慣習に関しきわめて豊かな情報を与えてくれますが、それはここ以外では、そもそもそのようなものがあるとしても、近世、すなわち一七世紀末から一八世紀の商法文獻や立法から知られるに過ぎません。さらにそれらは、海上保険契約中の、争いのある諸条項の射程と機能について教えてくれます。

次に、ヴェネツィアの海上保険訴訟によってはじめて知られることになった、海上保険実務から生ずる法的問題をいくつかご紹介しましょう。

保険実務において中心的な役割を果たす人物が保険仲立人であったことには意見が一致しています。これはとりわけ、保険契約が公証人を通してではなく、私法上の証書である保険証券によって締結されるトスカーナ諸都市とヴェネツィアについて当てはまります。それにもかかわらず、保険仲立人の法的地位の詳細を把握するのは困難です。ただしこれについて保険証券は何も述べておらず、また一六世紀初頭の商法学(Kommerzialistik)文獻も黙して語らず、詳細な法律的な規律がなされるのは一八世紀になってのことだからです。

〔訳注六〕

保険証券と、その中で量的に増大する留保条項・免責条項(Kautelar- und Freizeichnungs-klauseln)との作成は、ヴェネツィアではもっぱら保険仲立人の手に委ねられていたようです。彼らはリアルト橋そばの、今日なお「保険小路」(Calle della Scurtà)と呼ばれている小さな街路に、恐らく一ダースに満たないスタンドを有しておりました。規模の大小を問わず商人たちの落ち合う場であるリアルトには、両替商や銀行業者のスタンドもありました。比類なきニュース交換所であったリアルトでは、地中海全域から、価格変動、戦争や紛争、事故などについての情報が集中しておりました。

商業航海のために自分の船もしくは商品に保険をかけよとする者は、仲立人のもとに行き、必要なデータを告げて、希望する保険金額を述べます。保険料の額は明らかに仲立人が設定するものでした。結局のところ、仲立人こそが、自らの職業的な成功のために、一般的な保険料率と最新のニュースに最も通じていた人間だったからです。その後、いくつかの保険訴訟から知られるように、仲立人が保険証券を作成し、しばしば異なるいくつかの別の証書を選んで、保険者の募集に行きました。多額の資本を持つ都市貴族の誰かに保険証券に署名させるためには、時には明らかにある程度の説得技術が必要でした。大抵の場合、一〇〇ドゥカートという額について署名がなされましたが、時に五〇あるいは二〇〇ドゥカートのこともありました。署名の後、仲立人は、前もって保険契約者から取り立てていた何ドゥ

カートかの金額の保険料を保険者に支払います。複数の保険者の署名によって、保険契約者が希望していた保険額に達したならば、仲立人は保険証券を保険契約者に引き渡します。すなわち保険契約は通常の場合、当事者の相互の交渉なしにでも締結されたわけです。

保険仲立人ツァン・トレヴィザン(Zuan Trevisan)とその息子たちの例^二が示すように、やり手で信用のある仲立人は、何十年にもわたって彼をひいきにし、保険契約者と保険者のいずれの立場でも彼に仲介を依頼するお得意を獲得することができました。保険仲立人の家系トレヴィザン家の帳簿は、一四七四年から八四年までの間のものが残っています。それによれば、時に保険契約者、時に保険者としてトレヴィザンのもとに出向くお得意のため、借り方、貸し方のある口座が設けられていたこと、すなわち現金の支払いはほとんど行なわれなかったことがわかります。

もちろんヴェネツィアの判決からは、仲立人にとって手数料を稼ぐのは必ずしも常に容易ではなかったということも明らかになります。何度も保険金総額を変更する優柔不断な保険契約者、予期しない変更の際の保険契約の改定やキャンセルのケース。あるいは例えば保険のかけられた商品が契約書に記されているとは異なる船に積載されたとき、保険者はその署名を削除し、二分の一パーセントのキャンセル料を要求することもできました。特定の船の沈没の知らせ、更にはそのような噂が到達しただけでも、興奮した保険者は最初に仲立人のもとに駆けつけ、非難を浴びせ、あらゆる口実で署名を削除するように要求しました。実際、当事者が一度たりとも実際に顔を合わせることなく、例えば二〇の署名のある保険証券によって結局二〇件の保険契約を締結するような仲立人の支配的地位のゆえに、いくつかの法的問題が生じました。そのような訴訟において、保険契約者、保険者、保険仲立人がとりわけ頻繁に援用した *uxance* (慣行) は、保険の日常的な運用を摩擦なく、効率的にするには明らかに適してはありましたが、思いがけず保険契約の諸原則とぶつかることもありました。

いくつかの訴訟では、保険者はまだ保険料を受領しておらず、それゆえ合意された保険金額の支払いから解放されると主張しています。ここでは彼らは今日も妥当している保険法上の原則に訴えていることとなります。それは、取り決めに反して保険料の支払い遅滞にある保険契約者は、保険による保護を失うというものです。この原則の強力な証拠は、強行規定として保険契約締結時に保険料の支払いを規定する一五世紀のバルセローナの都市法です。これに反した場合は(公証人の前で締結されるべき)契約は無効となりました。より自由なヴェネツィアの保険法は、契約締結を仲立人の手に委ねているため、よりフレキシブルな解決を模索する必要がありました。

保険契約者が、商業慣行に従い保険証券作成時に仲立人に保険料を支払った場合、たとえ仲立人側が保険者に対し保険料の支払い遅滞に陥ったとしても、保険金額請求権を持っていることははっきりしていました。

かくして、決まりに従い保険料を仲立人に支払った保険契約者アントーニオとアンドレー

ア・フランク (Antonio und Andrea Franco) は、一四六五年の訴訟において、彼らではなく、保険者が、彼に署名のために保険証券を提示した者、すなわち仲立人に保険料を支払わせる義務を負うと決然として主張したのです。そして彼らは勝訴しました。

保険者が仲立人から保険料を受領しないまま保険金額を支払わねばならなかったとき¹¹、保険者が仲立人に償還請求をなしたかについては、推測で答えることができるにすぎません。仲立人に対し、保険者により支払われた保険金額の返還が判決で命じられた唯一の訴訟（ちなみに判決は全員一致ではありませんでした）においては、当事者の主張から一義的に判決理由を引き出すことはできません¹²。

もう一つの訴訟でも、保険者ツァン・マリピエロ (Zan Malipiero) は、保険料を受領しておらず、それゆえ証人の前で抗議をしたと言って、保険仲立人、ティエリ・ダンドレエ (Tieri d'Andrea) に対し返還請求を行なっています¹³。自信満々で出頭したティエリ・ダンドレエは、法廷に対して詳細な収支を提出しました。彼は、自分がその口座を管理していたこの保険者が、保険契約者として未払いの三ドゥカート¹⁴の保険料を負っており、それゆえ二と二分の一ドゥカートの保険料支払い請求権を有していなかったと証明しました。つまりティエリ・ダンドレエは差引勘定をしていたのであり、法廷は彼を勝たせました。

最後に、ヴェネツィアの保険市場のフレキシブルな慣習が、いかなる法的問題をもたらしたかを明らかにするために、一四六三年の一例を紹介しましょう¹⁵。ここでもまた一人の保険者ピエロ・ザロモン (Piero Salomon) が、すでにわれわれの知っている保険仲立人、ツァン・トレヴィザン¹⁶に対し、支払い済みの保険金額一〇〇ドゥカートの返還を請求しました。ここでも保険者は、保険料を受領していなかったと主張しましたが、ツァン・トレヴィザンは帳簿に基づきこれを反証することができました。しかしこれに加えて保険者は、彼の署名が保険契約者によって「承認されなかったため、それゆえ抹消されねばならないと主張しました。ここでもいわば専門家の役割で、自信たっぷり¹⁷に法廷に対して慣習を説明したのは保険仲立人でした。彼によれば、すべての保険仲立人の間では、誰かがその仲立人の下ではじめて保険者として保険証券に署名しようとするときには、この署名をまず保険契約者に提示し、もし後者が、知らない者が保険者となるのを拒絶するならば、それを抹消するのが通例でありました。同時にわれわれは、仲立人が、財産状況のわかつている一定の保険者をプールしていたこと、そして保険契約者の同意なしにこのグループを拡げることはなかったこともわかります。しかし同時に、保険署名がきわめてリスクな形で、暫定的なものである（今日では不確定無効状態にあ *reschwebend unwirksam* というように）用いられていたこともわかります。保険者及び保険契約者にとっての誘惑は明らかです。すなわち流動状態を維持することにより、貿易取引の帰趨に応じて、署名の無効ないし有効を主張することができたからです。ここでも適切な時点で明確な関係をもたらすことに腐心することは、保険仲立人の手腕と権威に委ねられていたのかもしれない。このケースでは、保険

者に対する保険料の支払いが示しているように、ツァン・トレヴィザンは、相当に苦勞してのこととはいえ、適切な時点で保険契約を成立させていました。保険者の訴えは退けられました。〔訳注七〕

保険仲立人の地位についてはこれまでにしましよつ。次の例は、保険契約中のある中心的な条項にかかわるものです。

あらゆる保険契約の不動の構成要素は、保険者が引き受けることを自らに義務づけるリスクについての記述です。バルセローナ、ジェノヴァ、ナポリ、パレルモ、フィレンツェ、ヴェネツィアのどこであれ、保険の対象となる危険に関する、程度の差こそあれ詳細な記述が常に存在します。すでに一四世紀末の最初の訴訟や保険証券に現われ、一五世紀及びそれ以後の何世紀のすべての保険証券の中で維持されるヴェネツィアの条項は、次のようなものです。「海、火、火そして他のあらゆる偶然的な事例にもとつて、*da mar, da zente, da fuoco e da ogni altro chaxo fortuito*」つまり保険の対象となるのは、海の危険、海賊、略奪者あるいは戦争の敵方などによる攻撃、火災、そしてその他のすべての偶然的損害です。ですから海(*mar*)、人々(*zente*)、火災(*fuogo*)は、偶然的、すなわち契約当事者の責めに与らなご、損害の例示に過ぎませぬ。これによって引き受けられた「偶然的損害」(*casus fortuitus*)に対する包括的な責任は、ヴェネツィアにおいては、一五世紀が経過する間に、特定の損害事例についての免責条項によって制限されました。ちなみにこの点は今も通例行なわれております。

最もよく知られており、また最も重要な免責条項は、船が無事目的港に到着した限りで、保険のかけられた商品の劣化ないし減少の場合を除外するものです。(*salvo da guasto e chalo.. zonzando la dita nave salva*) 実際、海上保険は原則的に外部的な危険、すなわち外からの出来事に向けられたものです。今日でも、商品の自然的な属性にもとづく損害は、保険から除外されております。

この条項の解釈をめぐっていかに激しい対立が生じたかを、一四四三年に引き続いて起こった二つの訴訟が、具体的に示しております^{二五}。

第一の事件では、二つのヴェネツィアの国有ガレー商船が*de Barbaria*の航海、すなわち北アフリカ沿岸から綿花を積んで戻ってきたのですが、自然発火のために大部分が焼失もしくはくすぶってしまいました。そこで七人の保険者が、保険契約者アゾ及びアントーニオ・デ・プリウーリ(*Azo und Antonio de Priuli*)に対して訴訟を起しました。これはきわめて稀な状況であり、明らかにこの法的紛争が原則的な意味を持っていたことに由来します。

第二のケースは、ヴァレンシア(スペイン)からの綿花輸送にかかわるもので、この場合も綿花が大部分炭化してヴェネツィアに到着しました。そして保険契約者マルコ・モロシーニ(*Marco Morosini*)は、彼の三人の保険者に対して訴えねばなりませんでした。

プリウーリ兄弟は、「火にもとづく」(“da fuoco”)の保険事故、すなわち火災による損害を主張しました。これに対して保険者フランチェスコ・モンタネル(Francesco Montaner)は、「劣化と減少」による免責を援用します。彼の主張では、この火は、人によって着火されたもの、あるいは矢や稲妻によって生じたもの、「矢もしくは天からの火」fuogo da saeta o da zallo)ではない。綿花は、暑すぎたり、貯蔵庫に詰めこまれ過ぎたりしたときに自然に発火するのであり、この場合は船主に責任があるといえます。すなわち保険者は、損害事例が「船主の責めに帰するものであって偶然のものではない」と論じようとするのです。

法廷は、瑕疵のある積載という非難を検討しました。官庁の証明書とプリウーリ兄弟の帳簿にもとづいて、法廷は、積載された綿花の量を調べましたが、それは明らかに規則に従ったものでした。つけ加えておけば、よりによって、カピターネオの監督下にある二つの国有ガレー船の船主たちが、詳細に規定され、違反の場合には厳格な罰則を科される積載規則に反したなどということとは、ありそうもないことでした。「訳注八」

ついで保険者は追加答弁 (additio responsionis) の中でその防御方法を変え、今度は綿花の自然発火は「火災」(fuogo)ではなく、「劣化」(guasto)として評価されるべきであると主張いたしました。加えて綿花の包装は乾燥していたものの、内部で湿気ており、くすぶったままで積載されたということです。すなわち彼は、損害が、積載された綿花の質が悪かったため生じたものだと言張るのであります。それゆえ船積み後何ヶ月も経っているために最初から証明が不可能であるかも知れない事実を主張したのです。

かくして訴訟全体は、綿花の自然発火が保険対象である火災による損害と自然的な劣化とのいずれと見なされるべきか、という問題に突き詰められたわけです。法廷は、保険者に支払いを命じました。

第二の保険事例は、今述べたものの数ヶ月後に生じたものですが、ヴァレンシア産のくすぶった綿花にかかわるものです。保険契約者マルコ・モロシーニ(Marco Morosini)は、その訴状のなかで、疑念を呼び起こすような仕方でも、保険証券に定められた事例の一つが発生したと短く述べただけでした。問いあわせに対しても、皆が知っているように綿花が焼失したのだ、といっけんもほろろの回答をしただけでしたが、保険者側が火災はなかったと申し立てるとしても違いはない、保険者はいずれにせよ支払わねばならないのだ、と用心深くつけ加えておりました。

保険者側のカルロ・ツォルツィ(Carlo Zorzi)は法廷に対し、事実関係に関する彼の見方と自身の法学的見解を強力に次のように主張しています。綿花はデッキの下に積載されていたのであり、もし綿花が燃えていたら船全体が燃えたはずであるから、火災ではない。むしろ湿気た綿花が積み重ね、自然発火したのである、と。「しかるに傷んだ商品を積み込んだ者は傷んだ商品を受け取らねばならない」。(そして印象深い修辞法を用いて)「湿気た綿花を積み込む者は火を積み込む者であり、灰を受け取らねばならない」。曰く、税関で聞いてほしい、そこではどの船にも燃えた綿花が何袋かはあることは知られており、そしてそこには山のような灰があるのだ。そのために保険者が支払わねばならないなどという話は聞い

たことがない。法廷は新しい法律を作つて、当地及び外国の商人によつて承認されているあらゆる慣行に反してはならない。免責条項に従えば、船が無事に到着した場合、保険者は商品が略奪されたとき以外には支払いの義務がない(実際これはしばしば見られる保険事故でありました)。いずれにせよ免責条項の趣旨は、傷んだ状態で積み込まれた商品のために支払つことではあり得ない、このように彼は述べました。

カルロ・ツォルツィはここで、様々な議論の線を巧みに結びつけています。主として彼は、湿気た、それゆえ劣化した綿花が積載されたという主張を基礎とします。決して保険事故として主張されたことがないといういくつかの燃えた袋への言及は、明らかに軽微な損害に関するものであつて、実際に訴求の対象にはなつていませんでした。次いで彼は免責条項のきわめて広い解釈を試みるのですが、もちろん裁判所はこれに与しませんでした。このケースでも保険者は支払いを命じられています。

以上を見れば、ヴェネツィアでは「劣化及び減少」(“salvo da guasto...”)に関する免責条項は厳格に解釈され、自然的な劣化という元来の事例に限定されていたことが明らかにあります。それゆえ保険者が瑕疵のある商品の積載を主張するといつても、もちろんほとんど論証不可能な戦略を執拗に追求したのも当然です。このような厳格な解釈の下でも、この条項には意味がありました。常に保険の対象となつていた中核的リスクとは別に、いくつかの保険市場では保険者が引き受け、他の市場では引き受けないうなりリスクがあつたのです。例えば「フィレンツェ型」の保険は、一般に最も広範な保険保護を提供しておりましたので、フィレンツェでは商品の劣化をも保険の対象としていたのです。「訳注九」

綿花の自然発火は限界事例の一つです。特定の商品が特別に敏感であること(Emfindlichkeit)に起因する損害は、自然的な劣化と同視されるべきか否か? 確かに、上述の判決のようによれば、事実上、価値の低い商品や、他の仕方で責めに帰すべき事由の故に生じた損害の責任をも負わねばならなくなるという保険者の恐れは、正当なものでした。しかし Curia di Petizion は同じでも、疑わしき場合は保険契約者の利益に決するといつ、首尾一貫して追求してきた原則に固執いたしました。それでもこの問題の判断がどれほど困難なものであつたかは、一八世紀の著名な商法学者(Kommerzialisten)バルタッセルローニとカーサレージすらも、この問題について対立する判断をしていることからわかります。「訳注一〇」

海上保険訴訟が、中世海上保険に関するわれわれの知識をどれほど豊かにしつるかを示す多くの事例をもつと挙げることもできません。

例えば、商品、船、運送料(Fracht)「訳注一一」のみならず、取次業者の手数料、取引の利益「訳注一二」、更には費用のかかるガレー商船輸送のための国家補助金(いわゆる「ドン・don)にも保険がかけられたことを知ることができます「訳注一三」。貿易事業のための信用に保険をかけることもできました。事故の際に保険契約者の代わりに信用供与者が保険金額を請求できることにすることによつてです。新たに発見された保険需要が、いかにやすやす

と契約形式にされ、既存の保険形式に付加されたかが分かります。

しかし海上保険訴訟は、一五世紀にはまだ不文の貿易慣習の領域に属していた諸問題をも教えてくれます。これらは一面では、海上保険取引が驚くほど細かく分化して形成されていたことを証明します。しかし、確固とした慣習がまず形成されねばならなかった領域も見られます。後者の領域は、事故にあった保険対象物を取り返した場合やその評価の問題に注一四とか、共同海損事故の精算に注一五その他のケースで、判決の揺れ、全員一致に到らない判決、上訴や繰り返し返される訴訟によって特徴づけられています。

それにもかかわらず、海上保険法にかかわる個別問題を更に論ずることはやめて、残った時間で、私が今再び取り組んでいる、より一般的な意味を持つ問題を取り扱おうと思います。それは、今、海上保険の事例で確認できたように「商業革命」のなかで新しい商法上の契約や制度が怒濤のごとく発展するに際し、普通法が、より正しくは普通法の教育を受けた法律家が、いかなる役割を果たしたのか、という問題です。

まず、具体的なレベル、すなわち二八〇件のヴェネツィアの海上保険訴訟を続けてみていきましよう。

たとえ Curia di Petizion の裁判所書記の中に大学で学んだ法律家がいたとしても、彼らは少なくとも判決集の中には一義的な痕跡を残しておりません。判決自体は短く、決まり切った定式に従って書かれており、そこからは、せいぜい執筆者が法に精通しており、裁判の経験があったことを帰結できるだけです。一五世紀には常に文書で法廷に提出されねばならなかった訴状と答弁書は、明らかにしばしば（もしかしたら通例）文言通りに判決書に採録されました。当事者の主張を直接話法で、そして明らかにエモーションを和らげることもなく繰り返していることから、少なくともそのように推測できます。保険者たちは、しばしば「われわれ哀れな保険者たちは」（noi poveri assicuradori）と答弁をはじめます。相手方に対しても、「明白で恥知らずな虚言」、「際限なき利益追求」、「強欲に目もくらんで」などという非難が投げかけられ、神と人の理性（ratio）に訴えかけられます。主張を固執して繰り返し述べているのも見られます。たとえ書記が当事者たちの主張を変更したり簡略化していたのだとしても、いずれにせよそれはきわめて控えめに行なわれていたにすぎないと言わねばなりません。

しかし訴状と答弁書を執筆したのは誰だったのでしょうか。当事者その人、もしくは彼らに助言を与えていた弁護士でしょうか。

弁護士による訴訟代理が行なわれた訴訟は、一三件にすぎません。彼らは裁判所代理人（advocati curiae）すなわち訴訟代理を許された法廷所属の弁護士です。彼らは、その職務から見れば、明らかに学識的訴訟における代理人（procurator）に対応していました。ヴェネツィアではこれらの弁護士たちは都市貴族家系出身の若者から出ておりました。けれど

出世の階梯 (cursus honorum)」、すなわち官職のキャリアーは「じ」から始まったからです。一般的には当事者は、直接法廷に出廷するか、それとも近親者に代理してもらう方を明らかに好みました。

もちろん「じ」言っても、彼らが自由業の弁護士に助言させたり、文書を作成させたりすることがあり得たことが排除されるわけではありません。

さて、普通法の知識の有無という観点から訴状と答弁書を吟味すると、いずれにせよ「ルプス・ユーリスや法学者たちの著作の引用は全く見られないことが確認できます。これに対して、法的な *regulae iuris* が引用されることは稀ではありませんが、もっともそれは「損害の原因者は損害を回復しなければならぬ」、「ひとたび承諾したものはもう否認できない」、「欲した者に対しては不法は行なわれ得ない」、「誰も不可能事を強制されない」というような、「ごく僅かな、月並みなルールにとどまっています。加えてこれらのルールは、全く陳腐な仕方です。すなわち「れ」を持ち出さなくとも最初から明白な法的地位の論証のための舞台装置 (Versatzstücke) と「つ」のみ用いられております。

これに対して、「ば」は「慣行」(uxanza)、「良き慣習」(buona consuetudine)が引き合いに出されることがあります。この場合も、修辭にとどまるときもありませんが、しかし多くは具体的な論証の基礎となっています。さらに確認しておくべきことは、「慣行」や「商業上の慣習」は、一義的に肯定的なニュアンスを込められた概念だったということです。それらは同時に、「正しきこと、衡平に則っていること」をも意味しています。慣行や慣習を引き合いに出す者は、形式主義や細かいことにこだわることで相手方から不当な利益を得ようとすることのない、誠実な商人のイメージに即応しているのです。

海上保険訴訟の最も具体的な規範的基礎は、もちろん両当事者の間で締結され、多くの条項を含む契約です。個別の条項の機能と射程に関する議論の中で、両当事者の主張はしばしば、実務的な専門知識と鋭さという意味で、注目すべき法学的な質にまで到達しております。

さて、普通法が当事者の主張の中で、法源としては直接的な役割を果たさないとしても、文書の構成、ターミノロジー、議論の方法から、著者が大学で学んだ法律家であると帰結される可能性もあります。しかしこれについても一義的な示唆はありません。訴状と答弁書の水準は様々ですが、「損害」(damnum)、「利益」(interesse)、「偶然の事態(損害)」(casus fortuitus)と「じ」を中心的な法律学的概念に関する、抽象的に定式化された定義や原理的な考察は、その様なものがあってもおかしくはないのに、全く見られません。ヴェネツィアの俗語で書かれた文書は全ての素人に理解可能でしたが、とくに商人の世界では当然にそうでした。法的な議論は、抽象的なターミノロジーを用いてではなく、事実関係に密接に即した単純な文句や、あるいは修辭的に効果のあるイメージで行なわれました。保険の対象となる火事のリスクが「矢による、もしくは天からの火」と記述されたこと、あるいは

は「濡れた綿花を積載する者は火を積載する者であり、灰を受け取らねばならない」という文を想起してください。

それゆえ、これらの書面から、それらが大学で学んだ法律家によって書かれたものであるとの推測は確かからしくはないとはいえ、必ずしもそのすべてが当事者自身の手によるものでもないと想定されます。余り研究が進んでいませんがその数は決して少なくはなかった筈の「半・学識層」(Halbgelehrte)の層を考えることは十分に可能です。それは自由学芸の基礎的な教育を受けてバカラウレウス(Baccalaureus)となり「訳注一六」、そしてもしかしたら一学期間、あるいはもう少し長い間、法学を嚙ったかもしれないような人たちのことで、彼らはそれゆえラテン語と修辞学の教育と、文書作成の一定の経験とを有しておりました。例えばヴェネツィアには、リアルト沿いに学校があり、そこではラテン語、修辞学、公証学(ars notaria)が教えられ、さらに法の授業も提供されておりました。訴訟当事者たちがこのようなグループの人々を書面の作成のために用いたこと、さらに必要なときには彼らに法的な助言を受けたかもしれないということは考えられます。しかしすでに述べたように、これはあくまでも推測に過ぎません！

具体的な史料の所見の分析は、もちろん普通法と商法の間関係、あるいは他の言い方を用いれば、取引慣行の複合体に対する学識法曹の関係という大きなテーマの一部です。研究状況及びテーマの複雑性のゆえに、ここではスケッチのようなコメントしかできません。

一面では両者の関係は一定の距離によって特徴づけられております。コルプス・ユーリスにもとづく教育を受けた学識法曹は、はっきりと古典的民法法の方を好んでおりました。これに対し商人のグループは、自らの取引と取引実務に、学識法の細々として陥穽だらけの規定(apices, cavillationes)を適用する危険を冒して、時間も金もかかる訴訟を行なう気は余りありませんでした。このことは、都市における商人裁判所(curia mercatorum)すなわち商人によって行使され、特に信義誠実(bona fides)と衡平を考慮する義務を負った特別の商業裁判権の設立がはっきりと示しています。

他面で中世後期の学識法曹による商法上のテーマに関する「助言文獻」(consilia)が残されています。ヴェネツィアにはありませんが、例えばジェノヴァには確かにあるのです。もちろん、商法上の制度が理論的に形成される際に学識法曹がなした寄与に関し一般的な言明をなし得るほどには、「助言」という法源類型は全体としてまだ十分に研究されておられません。

しかし特徴的な事実は、むしろ一五世紀末になって、ある学識法曹が、商法上のテーマ、それもほかならぬ海上保険に関する論文の執筆にとりかかったということなのです。それは『保険・契約論』(Tractatus de assicuracionibus et sponsonibus)を書いたペテロ・デ・サン

タレム (Pedro de Santarém 訳注一七) です。確かに、この論文のパイオニア的な功績、そして保険契約を普通法の概念世界に組み込もうとする試みを過小評価してはなりません。しかしそれにもかかわらず、この論文は、問題状況を、あたかも海上保険がはじめて発見されたばかりであるかのように描いております。例えば暴利禁止という観点の下で、有償のリスク引き受けが許されることに関する長々とした論述を考えて下さい。多様な形式と制度を持った海上保険が、現実にどれほどの自明さで実践されていたかをこれに對置するとき、保険実務と学識法との間の大きな格差が明らかになります。それゆえ私の今日の見方からすれば、保険の歴史においてまず重みを認められるべきは、かけ値なく、商人の取引実務と、実践可能なルールを商業上の慣習法や商業慣行として定着させる彼らの能力とであったことを確認しておきたいと思えます。

訳注

- 訳注一 Nehlsen-von stryck, Die venezianische Seeversicherung im 15. Jahrhundert, Elbelsbach 1986 (以下 Nehlsen 1986)
- 訳注二 *foenus nauticum*
- 訳注三 *compagnie*
- 訳注四 Nehlsen 1986, S. 16ff.
- 訳注五 ウェネツィアの海上保険をめぐる史料状況の詳細については Nehlsen 1986, S. 34ff.
- 訳注六 ウェネツィアでは、むしろや、十七世紀末に保険仲立人の法的地位について記述が現われるようになり、一七八六年の海上取引法典(Codice della marina mercantile)によって始めて立法的による規律が行なわれる。
- 訳注七 このケースでは、保険者が、仲立人が署名を削除すると約束したと述べたのに対し、仲立人は帳簿と銀行口座の取引記録を証拠として示し、問題の保険証券が保険契約者に承認され、更に保険料がジェーロ・ザロモンに支払われていることを証明することができた。Nehlsen 1986, S. 75ff.
- 訳注八 ウェネツィアは、国有ガレー船の毎年の定期航海を、貴族に請負させた。航海の航路や諸条件は前もって詳細に決められ、入札によって最高の額を提示したものが船主となつて航海が実施された。複数のガレー船が送られたときには、そのために選出されたカピターネオが指揮をとつた。Nehlsen 1986, S. 102, Anm. 107 帰港直後にガレー船には国営造船所の役人が乗り込み、積載が規則通り行なわれているか、ガレー船に船主の責めに帰す損傷がないかを確認するようとされた。Nehlsen 1986, S. 187, Anm. 120
- 訳注九 フォレンティエ型(ad florentinam)の保険においては、腐朽、破損、劣化、窃盗、商品の紛失についても保険対象となれ、積載に瑕疵があった場合だけが免責された。Nehlsen 1986, S. 183
- 訳注一〇 サフリンの自然発火のケースについては、カーサレージ(Casaregi, Giuseppe Lorenzo Maria, *Discursus legales de commercio*, Venecia 1740)や、保険者の保険金額支払義務を承認するのによつて、バルタサローニ(Baldasseroni, Ascanio, *Trattato di giurisprudenza marittima delle assicurazioni e delle avarie*, 1786)や、自然発火を自然的な原因(*causa naturale*)と見做すのを解く、「偶然の出来事」としてメルクマルを否認する。Nehlsen 1986, S. 191, Anm. 174.
- 訳注一一 以上の三種の保険対象については、Nehlsen 1986, S. 83-107
- 訳注一二 目的地における商品の売却代金を前提として、利益を含む額に保険をかけるものであり、商法学者によつて認められている。しかし史料には実例は一つしかなく、そのケースも利益そのものが中心の問題となつてゐるわけではなかつた。Nehlsen 1986, S. 105f.
- 訳注一三 国有ガレー商船の補助金は、航海終了後、事故があつても返還するようにな

なっていた。ネールゼンが紹介している一四六一年のケースでは、一隻の国有ガレー商船に一五〇〇ドゥカートの補助金が支出されていた。

訳注一四 この問題についても多くの訴訟が争われた。Nehlsen 1986, S. 344ff.

訳注一五 Nehlsen 1986, S. 165 ff.では、共同海損に関する免責条項をめぐる多くのケースが分析され、ウエネツィアでは、処理の困難な共同海損責任を制限する傾向が強かったことが指摘されている。

訳注一六 中世の大学では、学芸学部で文法学、修辞学、論理学という基礎的な三科を学んで中間的な試験を合格した者はバカラウレウスとなった。その後、算術、幾何学、音楽、天文学の四科を終了したものは *magister artium* と称した。この勉学を終了した者が法学等の学習の資格を得たのである。

訳注一七 Pedro de Santarém (Petrus Santerna) ポルトガルの商法学者

訳者あとがき

本講演は、フライブルク大学法学部のカリーン・ネールゼン＝フォン＝シュトリューク教授が、2005年10月6日に学士会館分館で行なったものである。この講演は、東京大学法学部の渡辺浩教授を代表とする学術創成科学研究費プロジェクト「ボーダーレス化時代における法システムの再構築」の枠内で行なわれたものである。

ネールゼン＝フォン＝シュトリューク教授は一九四二年生まれ、フライブルク大学、ゲッティンゲン大学、ハンブルク大学で学んだ。一九九一年に教授の下で学位を取得し、更には教授資格を取得した。フランクフルトのマックス・プランク＝ヨーロッパ法史研究所勤務の後、一九九〇年にケルン大学正教授続いて一九九五年にフライブルク大学正教授に就任し、現在に至っている。

同教授はこれまで、石部雅亮、石川武教授をはじめとする日本のドイツ法制史研究者と親交があったが、このたび日本学術振興会の短期プログラムで来日され、東京、大阪、熊本（法制史学会）等で講演を行ない、シンポジウム等にも参加された。同教授の来日については、以前から連絡を取ってこられた和田卓朗氏（大阪市立大学）、丁度同教授のもとで在外研究を行なっておられた田口正樹氏（東京大学）に一方ならぬお世話になった。ここに記して感謝したい。

斎藤 寛海 「ウエネツィアの貿易構造」 『イタリア学会誌』 30号 1981年

清水 廣一郎 「中世ガレー船覚書」 『一橋論集』 76巻 6号 1976年

鈴木 徳郎 「国有ガレー商船の放棄」 『駿大史学』 81号 1991年

F.C.レーン 著 須藤 利一 訳 「ルネサンスにおける船と船匠（一）」 『海事史研究』 7号 1966年

- F.C.レーン著 須藤利一訳 「ルネサンスにおける船と船匠 (二)」 『海事史研究』 8
号 1967年
- W.H.マクニール著 清水廣一郎訳 『ヴェネツィア - 東西ヨーロッパのかなめ』 108
1・1797・』 岩波現代選書 1979年

-
- I Dieter Schewe, *Gesch d soz u priv Versicherung im MA in den Gilden Europas*, 2000,
266
- II P.Koch, Art. "Versicherungswesen", in: *HRG 5 (1993) Sp.815*
- III Schewe 25)
- IV Robert S. Lopez, *The Commercial Revolution of the Middle Ages (950-1350)*, New
Jersey 1971, 85 ff., 93
- V Lopez 92)
- K ebd. 93
- Y F. Braudel, *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XVe-XVIIIe siècle*, Bd.III,
Paris 1979, 98
- < Lopez 107
- ⁺ vgl. den Literaturüberblick bei E. Spagnesi, *Aspetti dell'assicurazione medievale*, in:
L'Assicurazione in Italia fino all'Unità. Saggi storici in onore di Eugenio Arton, Milano
1975, 3 ff.
- IO Vgl. z.B. Hannelore Gronauer:... 1976
- II 55 *Policeen des Michele Foscarri*
- III *GDP 123, 21r-22v (1456)*.
- III *GDP 99, 27v-29r, 1445*
- IV *GDP 140, 129v-131v*
- IV *GDP 91, 94v-98r, VS 185 ff. und GDP 92, 1067v-107r, VS 188 ff.*)